

特定医療費（指定難病）受給者証 更新手続きのご案内

受付期限は、**令和6年7月31日(水)まで**です。

提出書類について ★印は同封している書類です。

全員必要な書類

<input type="checkbox"/>	①	特定医療費（指定難病）支給認定申請書 ★ <ul style="list-style-type: none">・印字された内容は令和6年3月31日時点の情報です。 変更がある場合は、必ず追加・訂正・削除してください。
<input type="checkbox"/>	②	臨床調査個人票 ★ <ul style="list-style-type: none">・主治医に記載を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	③	住民票（世帯全部） 発行から3か月以内のもの <ul style="list-style-type: none">・受給者が健康保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。
<input type="checkbox"/>	④	健康保険証の写し（マイナンバーカードは不可） <ul style="list-style-type: none">・どなたのものが必要なのか、3ページをご確認ください。 提出もれが多いため、必ずご確認ください。
<input type="checkbox"/>	⑤	令和6年度の市町村民税の課税状況の確認書類 <ul style="list-style-type: none">・次のうちいずれかの書類を提出してください。<ul style="list-style-type: none">○所得・課税証明書（令和6年1月1日時点で住民登録していた市区町村で交付できます。） ※健康保険証が「国民健康保険組合」のかた、「被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）」かつ非課税のかたは必ず所得・課税証明書をご提出ください。 ※秋田市では令和6年6月7日（金）から取得できます。○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（写し）○市町村民税の税額決定・納税通知書（写し）※ 納税証明書、源泉徴収票などは対象外です。・どなたのものが必要なのか、3ページをご確認ください。 提出もれが多いため、必ずご確認ください。
<input type="checkbox"/>	⑥	特定医療費（指定難病）受給者証の写し
<input type="checkbox"/>	⑦	支給認定基準世帯員記載用紙 ★ <ul style="list-style-type: none">・受給者と同じ医療保険に加入しているかたの氏名等を記入してください。・個人番号（マイナンバー）の記載は任意です。・市町村民税非課税のかたは、令和5年1～12月の障害年金または遺族年金等の受給の有無、受給額を記載してください。

該当者のみ必要な書類

- ⑧ **同意書**
 ・国民健康保険組合に加入されているかたのみご提出ください。
 秋田市国保のかたは不要です。
- ⑨ **世帯(※)内に特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのかたがいる場合は、その受給者証および健康保険証の写し**
 ※「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入しているかたのことを言います。
- ⑩ **障害年金、遺族年金等の受給額が分かる書類**
 ・市町村民税非課税の世帯(※)で、受給者が障害年金や遺族年金等を受給している場合は、令和5年1月～12月の受給額がわかるもの(通知書の写し等)をご提出ください。
 ※「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入しているかたのことを言います。

- ⑪ **自己負担上限額管理票の写し(過去12か月分)**
 ・軽症者特例または高額かつ長期に該当するかたはご提出ください。
 6月28日(金)までに提出する場合→令和5年7月～令和6年6月分まで
 7月1日(月)以降に提出する場合→令和5年8月～令和6年7月分まで

 <軽症者特例>
 重症度基準を満たさないものの、申請月を含む直近12か月以内に医療費総額(10割)33,330円を超える月が3回以上あるかたは、受給者証が交付されます。

 <高額かつ長期>
 特定医療費(指定難病)受給者証の階層区分がC1、C2またはDに該当し、申請月を含む直近12か月以内に医療費総額(10割)5万円を超える月が6回以上あるかたは、自己負担上限額が軽減されます。

特定医療費(指定難病)				
令和 年 月分 自己負担上限額管理票				
受診者名		受給者番号		
月間自己負担上限額				
日付	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	自己負担の累積額(月額)
月 日				
月 日				
月 日				

現在お持ちの受給者証下部の**軽症者特例**に「該当」する場合は必ず**管理票のコピー**をご提出ください。

マルで囲んだ部分を足すと、毎月の医療費総額が分かります。
 どちらかの特例に該当する場合は、管理票のコピーをご提出ください。

負担	自己負担上限月額	月額	円	階層区分
	人工呼吸器等装着	高額かつ長期		軽症者特例
受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者				
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
令和 年 月 日 交付				
秋田県知事 佐竹 敬久 印				

健康保険証と課税状況の確認書類について

健康保険証の写しと課税状況の確認書類は、受診者が加入している健康保険証の種類によって提出していただく範囲が異なります。

国民健康保険(秋田市国保) の場合

同じ国民健康保険(保険証の番号が同じ)のかた**全員分**の健康保険証、課税状況の確認書類が必要です。

※中学生以下のかたの、課税状況の確認書類は不要です。

国民健康保険組合(建設国保、医師国保など) の場合

同じ国民健康保険組合(保険証の記号・番号が同じ)のかた**全員分**の健康保険証、所得・課税証明書が必要です。

※中学生以下のかたの、課税状況の確認書類は不要です。

後期高齢者医療制度 の場合

同じ住民票上で後期高齢者医療制度に加入しているかた**全員分**の健康保険証、課税状況の確認書類が必要です。

被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など) の場合

受診者が被保険者(組合員)の場合

受診者の健康保険証、課税状況の確認書類が必要です。

※非課税の場合は所得・課税証明書での提出が必要です。

受診者が被扶養者の場合

受診者、被保険者(組合員)の健康保険証
被保険者(組合員)の課税状況の確認書類が必要です。

※被保険者(組合員)が非課税の場合は、被保険者(組合員)および受診者の所得・課税証明書での提出が必要です。

※受診者が健康保険の被扶養者で、被保険者が受診者と別の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。

生活保護受給者 の場合

生活保護受給証明書が必要です。生活保護の担当者へ発行を依頼してください。

☎ 保護第一課 888-5669
保護第二課 888-5670

- 提出していただいた書類で、扶養関係や所得が確認できない場合は、お問い合わせをしたり、他の書類の提出をお願いすることがあります。

～提出時の注意点～

- 提出期限をお守りください。(提出期限:令和6年7月31日(水)まで)
- 書類の添付漏れや記入漏れがないか、よくご確認ください。
特に、健康保険証と課税状況の確認書類の添付漏れが多いです。
- 更新時期は窓口が大変混み合います。スムーズに手続きを行うために**郵送**での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。書類が全て揃ったかたは同封の返信用封筒へ、切手を貼って投函してください。
 <送付先> 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号
 秋田市保健所健康管理課 感染症・難病担当 宛

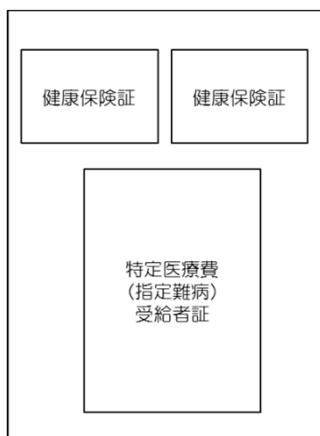
～審査に関する注意点～

- 受付から約2～3か月後に、郵送で結果が届きます。
審査の状況によっては、それ以上かかる場合もあります。
受給者証の交付が10月以降となる場合もございます。
- 審査の結果、重症度基準に満たないかたや軽症者特例に該当しないと判断されたかたは、不承認となります。

健康保険証や受給者証等のコピーについて(お願い)

健康保険証や特定医療費(指定難病)受給者証など写しをご提出していただく書類について、可能な限り次のとおりコピーをお取りください。

<良いコピー例>



◆コピーをとる際のお願い◆

- ・ 用紙の大きさはなるべく**A4(申請書と同じ大きさ)**でお願いします。
- ・ 用紙1枚に複数の書類をコピーしてください。(左図参照)
- ・ モノクロ(白黒)コピーでかまいません。(カラーコピーも可)